

## ● 石綿業務に従事されていた方へ ●

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石渡を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に北海道労働局または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

### ※お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労働補償課

電話 011-709-2311

## ● 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく ●

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和7年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

### ※お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

電話 011-746-1190

## ● 雪解け季節の気象災害に注意しましょう ●

3月は気温が上がり、雪よりも雨が降ることが多くなるため、雪解けが進む季節です。

雪解けにより起こりうる災害に「積雪の多い傾斜地でのなだれ」「雪解け水や降雨に伴う土砂災害や浸水害、洪水害」があります。どの災害も人命を奪う可能性のある大変恐ろしい災害です。

気象台では、被害を未然に防ぐため、なだれ注意報や融雪注意報、洪水警報・注意報を発表し、段階的に警戒・注意を呼びかけています。

雪解けに関する最新の防災気象情報は気象庁ホームページで確認できます。

気象庁ホームページ

＜雪解けに関する防災気象情報＞▶



### ※お問い合わせ先

函館地方気象台

電話 0138-46-2211

## ● 高病原性鳥インフルエンザの発生防止にご協力をお願いします ●

高病原性鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。渡り鳥が北に移動している春先は、鳥への感染リスクが高くなるため特に注意が必要です。この疾病は、家きんに被害を及ぼすだけでなく、地域経済にも大きなダメージを与えることになります。農場への侵入防止にご協力をお願いします。

### ★弱った鳥や死んだ鳥を素手で触らない

→野鳥でも鳥インフルエンザが発生しており、ウイルスが手や衣類・靴底などに付着する可能性があります。

### ★養鶏場など家きんがいる施設に立ち入らない

→服や靴にウイルスがついていた場合、人を介して広げる可能性があります。

### ※お問い合わせ先

北海道渡島家畜保健衛生所

電話 0138-49-5444